

令和2年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 令和2年5月18日（月） 13:25～13:45
- 2 開催場所 青森市役所議会棟 4階 第2委員会室
- 3 対象施設 青森市総合福祉センター  
青森市福祉増進センター  
青森市中央デイサービスセンター
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員  
委員長 小野 正貴（企画部次長）  
副委員長 大久保 文人（総務部次長）  
委員 池田 享誉（青森公立大学准教授）  
委員 佐々木 信一（東北税理士会青森支部）  
委員 柿崎 哲男（市民部次長）  
委員 荒内 隆浩（経済部次長）  
委員 奥崎 文昭（教育委員会教育次長）
  - (2) 施設所管課（福祉政策課） 主幹 中村 健  
主査 山田 顕世  
（介護保険課） 課長 福島 清裕  
主幹 田澤 康治  
主査 木村 諭
  - (3) 制度所管課（財政課） 副参事 鈴木 健司  
主幹 熊谷 圭介  
主査 盛 将秀  
主査 吉田 敏和
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
  - (1) 指定管理者制度導入の適否：適
  - (2) 指定期間：5年
  - (3) 利用料金制：「青森市総合福祉センター」及び「青森市福祉増進センター」は利用料金制を導入しない。「青森市中央デイサービスセンター」は利用料金制を導入する。
  - (4) 募集形態：公募
  - (5) グルーピングの適否：適（3施設一括管理）

## 7 主な質疑応答

委員：指定管理者制度の導入により、市が直営もしくは施設管理業務委託に比べ、業務の管理運営及び効率性についてメリットがあると説明されているが、具体的な管理運営に関するメリットや効率性としての費用等に関する試算を示すことはできないのか。

施設所管課：【青森市総合福祉センター・青森市福祉増進センター】

具体的な費用に関する試算を示すことは難しいが、業務委託の場合、市直営と同様に使用許可等の事務が発生するが、指定管理者制度では指定管理者が行うことでサービスの迅速性につながるメリットがある。

【青森市中央デイサービスセンター】

当該施設については、国及び市の人員配置基準により、管理責任者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員等を配置しなければならないこととされている。

市直営よりも、専門的に当該業務を行う民間企業等が業務内容及び人員の配置等について柔軟に対応できることから、指定管理者制度を導入することにメリットがあるものと考えている。